No. 145

小作争議調査表

(月報番號第一二八號)

(昭和十年八月分)

項目	内容
場所	小倉市上富野
關係人員	地主 高橋虎次 小作人 久保平吉 外二名
地主關係團体	北九州不動産管理株式会社
發生	昭和十年六月五日
終熄	昭和〃年八月八日
關係地種類面積	田 四反三畝二歩
小作人關係團体	日農九州同盟会富野支部
原因	地主は数年前より口約にて小作人に耕作せしめ居りたるが従来収穫期に小作料の問題より紛議を起す事あるを以て小作人に再三小作契約の締結を要求するも応せず、地主は遂に土地会社長有馬弁護士を代理人として土地取上に先立ち小作契約書差入の調停を申請するに至る。
要求事項	小作契約書差入要求
經過	小作人は未だ曾て滞納したる事なきにも不拘、小作契約書締結要求するは土地取上の策動なりとて種々対策を考究す 八月八日小倉区裁判所に於て調停委員会開催の結果 ~~[illegible]~~ 左記條件にて解決す。
結果	新開分 三反二十歩 三割減 〃流分 二反二十二歩 四割減 と承認し調停條項と決定す ~~外は調停~~
備考	

財團法人協調會福岡出張所